

しおかぜ

賀正

No.342

2021 1月号

新年のごあいさつ	2
中学生の「税についての作文」	3
税務署からのお知らせ	4~5
第114回 税金よもやま話	
『令和2年分所得税確定申告における税制改正の留意点について』	6
第39回「知って得する？」社労士の独り言	
『令和3年4月施行の「改正高年齢者雇用安定法」の概要について』	7
医療百話「アニサキス症」	8
神奈川県からのお知らせ	9
地域の会員企業紹介	10
おじゃましました♪会員訪問	
Vol.035 有限会社 安井商事さん	11



新年のごあいさつ

会長 川上 彰久

藤沢税務署長 村上 明雄

明けましておめでとうございます。謹んで新年のお祝いを申し上げます。

昨年1月は「女性部会」の賀詞交歓会が華やかに開催され、皆様のあふれる笑顔を拝見して「今年一年も会員の皆様のご縁が繋がる藤沢法人会活動を開催していこう!」と決意を新たにしておりました。



ところが「新型コロナウイルス感染症」の影響により、総会・理事会・支部役員会は「三密」を避け、検温・消毒を徹底するなど衛生管理に万全を期して開催をしてまいりました。しかしながら、会員の皆様に参加をさせていただいておりました本部並びに支部の事業をすべて中止させていただくことになり、会員の皆様が親しく懇談していただく機会を設けられなかったことは痛恨の極みであります。まことに申し訳ございません。

このような状況の中、国税庁より「納税の猶予制度の特例」「欠損金の繰戻しによる還付制度の特例」「テレワーク等のための中小企業の設備投資税制」「消費税の課税選択の変更に係る特例」ほか各種の『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置』が発表されております。藤沢税務署の職員の方々は、藤沢法人会会員の皆様にはより丁寧に対応していただけることになっておりますので、藤沢税務署(0466-22-2141)にお問い合わせいただくか、藤沢法人会のホームページをご覧ください。

一日も早くこのコロナ禍が収束し、楽しく懇親会や各種事業を開催できることを願っております。

結びに、まずは会員皆様方のご健勝そしてご事業の益々のご発展を祈念申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

新年あけましておめでとうございます。令和3年の年頭に当たり謹んでお慶び申し上げます。

川上会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政に対しまして、格別の御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている事業者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

法人会の皆様には、租税教育の推進、税に関する広報活動等を通じまして、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に大きく貢献されており、敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

昨年発生したコロナウイルスが世界中に蔓延し、経済活動や日常生活に重大な影響を及ぼしていますが、コロナ禍での「新しい生活様式」の定着が求められる中、皆が知恵を絞り力を合わせて、この危機を乗り越えなければならないと考えています。

今後、感染予防策を徹底し、行楽を控えるなどコロナ終息までの間、事業や生活についての活動自粛を遵守して、一日でも早く通常の生活が送れるよう最大限の努力を続ける必要があります。

年も明けて、間もなく確定申告の時期を迎えますが、確定申告期には、税務署に大勢の納税者が来場します。

本年の確定申告は、コロナ感染防止の観点からできる限り来場を控えていただくため、申告書の作成に当たっては国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を御活用いただき、所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の申告書や収支内訳書等を自動計算により作成することをお勧めいたします。

また、確定申告書の作成については、マイナンバーカードを使用して送信する方式、または、事前に税務署へ申請することにより発行されたID・パスワードを使用して送信する方式のいずれかにより、スマホやパソコンで自宅等からe-Taxで送信することもできますので、是非御活用いただくとともに、御家族や従業員の皆様にも利用の推進を呼びかけていただきますようお願いいたします。

結びに当たりまして、コロナの終息を心から願うとともに、新しい年が公益社団法人 藤沢法人会にとりまして、更なる飛躍の年となりますよう、また、会員並びに御家族の皆様の御健勝と事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



令和2年度納税表彰

おめでとうございます

藤沢税務署と税務関係団体による令和2年度納税表彰式が、11月12日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

法人会関係で表彰された方は次の通りです。【敬称略、五十音順】

◎東京国税局長納税表彰◎

川上彰久(理事・会長) 藤沢東支部所属・㈱さんこうどう

◎藤沢税務署長表彰◎

小柴智彦(理事) 広報委員・藤沢南副支部長・㈱ホームプラザサンヨー
澤邑重夫(理事) 総務委員、茅ヶ崎南支部長・社会保険労務士法人 澤

◎藤沢税務署長感謝状◎

小川 務(理事) 事業研修委員、
茅ヶ崎北西支部第八地区長・大栄建設工業㈱
落合ミナ子(理事) 組織委員、藤沢東支部第四地区長・㈱落合電業社
長谷川一夫(理事) 事業研修委員、藤沢北副支部長・㈱長谷川土建

◎神奈川県知事納税功労表彰◎

川上彰久(理事・会長) 藤沢東支部所属・㈱さんこうどう
和田幸男(理事・副会長) 茅ヶ崎北西支部所属・㈱サンエイト

◎藤沢県税事務所長納税功労表彰◎

西谷宗昭(理事) 広報委員・藤沢北支部第一地区長・昭栄通信㈱

◎藤沢法人会会長感謝状◎

大石憲子(理事) 女性部会長、藤沢西支部第八地区幹事・㈱大石商店
加藤 覚(理事) 組織委員、藤沢北東副支部長・㈱カトー工業
中野雅之(理事) 広報委員、寒川副支部長・㈱菊地土建
長谷川一夫(理事) 事業研修委員、藤沢北副支部長・㈱長谷川土建

藤沢
税務署長
賞

聖園女学院中学校 3学年 村田 さくら

忘れられない「あの言葉」

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」この言葉は誰しもが目にしたことがあると思う。

日本は六歳から十五歳までの九年間もの間、教科書が無償で支給されている。しかし、私たちが当たり前だと思っているこの環境は、カンボジアではとても羨ましいものと捉えられている。たとえ教科書を貰えたとしても完全に自分の物になる訳ではなく、学校で何年も使いまわすので、ボロボロになって破けたりしているものが多いようだ。

私の祖母はよく、「自分の身の周りにあるものを当たり前だと思わずに、感謝しながら大切に使いなさいね。」と言う。小さい頃は、学校も病院も教科書もあるのが普通だし当たり前だと思っていたので、意味がよく分かっていなかった。しかしこの「税についての作文」をきっかけに、自分の周りの税について考えてみた。私たちの周りでは税金によって造られている建物が沢山ある。例えば、学校、病院、公園、信号機など。学校に関しては、生徒や先生の私物以外ほとんどが税金によって造られたものである。それなのに感謝の気持ちを持たず、

雑に扱う人がいるのはなぜだろうか。

私が小学生の頃、クラスの男の子たちが教科書を使って遊んでいて、そこに来た先生が激怒したことがあった。それまでは、怒ること自体少なかった先生だったのでもって驚いたことを覚えている。

「先生が何故こんなに怒っているか分かりますか？大人たちが汗水流して働いてくれたから無償で貰えている教科書を、こんなに粗末に扱っていることに対して怒っているのです。」と、先生は言っていた。そこで男の子たちはもちろん、私を含めてクラスみんなが教科書に対しての見方が変わった。私たちが当たり前に使っている物は全く当たり前ではなく、裏には大人たちの苦勞や努力が隠れていることを心に留めておきたい。

私は来年で中学校を卒業し、高校生になる。高校からは義務教育が無くなり、教科書の裏のあの言葉も無くなるだろう。大人になったら、税金に助けられる側から助ける側になるのだと思うと少しワクワクする。高校生になっても、大人になっても忘れないようにしたい。教科書の裏に小さく、しかし、私たちのために働いてくださった人々の大きい影があるあの言葉を。

藤沢
税務署長
賞

茅ヶ崎市立松林中学校 3学年 中倉 咲和

誰にでもできる社会貢献への道

「税務署とは具体的にどのようなことをしているところなのだろうか。」

中学二年生だった私は考えていた。なぜなら、職業体験で税務署に行くことになったからだ。それまでの私は、税が私達の生活にとって大切なものだと知ってはいたが、はっきり言って、そこまで税に対して関心を持っている訳ではなかった。また、税務署にとっても興味があるという訳でもなかった。しかし、税務署での職業体験を通して、私の税に対する意識は大きく変化することになった。

税務署での職業体験では、税務署の仕事についてだけでなく、「税について」ということ等多くのことを学ぶことができた。

税務署の職員の方の話の中で特に印象に残っているのが、日本の納税制度についてだ。日本の納税制度は大きく分けて二つあるが、その内の一つが「申告納税制度」である。この制度は、所得税や法人税等に適用されており、納める税金の額を国民自らが計算し、申告、納税する制度である。私はこの制度の仕組みを知り、驚いた。なぜなら、自分で申告するということは、実際に納めなければならない税金の額より少なく申告する。つまり、不正をする人が出てしまうのではないか。と思ったからだ。私自身も買い物をしたときに納める消費税に対して、「消費税がなければもっと安く買えるのに。」と思うこともあった。このように、できれば税金を納めたくない、そう思う人は少なからずいるのでは

ないだろうか。そう思ったのだ。

しかし、税務署では、申告した内容を確認する「税務調査」を行っているため、不正はすぐに告発され、取り締まられるそうだ。

そして何より、日本がこの「申告納税制度」を取り入れているのは、「国民を信頼しているから」だそうだ。そう聞いた途端、私は、はっとさせられた。今までの私は、何を考えていたのだろうか。私達は税によって、豊かな生活を当たり前で過ごすことができている、と言っても過言ではないのに。警察、消防、ゴミ収集等の公共サービス、上下水道設備、道路、学校、病院等の社会資本整備。全て私達の生活に欠かせないものだ。そのための費用としての税を納めることは、当たり前のことではないか。だから納税は国民の義務なのだ。そう深く理解した。税とは、私達の生活を支える「社会共通の会費」のようなものだ。

私は税務署で職業体験をしたことが、税について考えるきっかけとなった。私は将来、社会に貢献できる大人になりたいと考えているが、社会に貢献する道は意外と身近にあった。誰でも社会に貢献できる手段。それが納税だ。そのようにして集められた税が私達の生活を支えている。だから私はもう、納税を嫌だとは思わない。税を納めることこそが日本の社会のために必要であると思うからだ。だからこそ、私はこれから税の集め方や使い道に関心を持ち、自分でも考えていきたい。

藤沢税務署からのお知らせ

さらば！待ち時間

新型コロナウイルス感染防止のため

自分で申告しませんか？



子供が生まれて医療費がかかったし、ふるさと納税もしたから還付申告しなくちゃいけないけど、**確定申告**のとき税務署混んでるわよね。

確かに税務署は混雑して大変だね。小さいお子さんがいるなら**感染リスク**は低い方がいいよね。最近は**スマホやパソコン**で自宅からも申告できるわ。



え！そうなの？



画面の案内に従って金額などを入力するだけで簡単に申告書が作成できるわよ。また**給与や年金収入**で還付申告の場合は、**5年間**できるから**申告期限（3月15日）**を過ぎても大丈夫よ。

方法
その1

スマホで作成



方法
その2

パソコンで作成



確定申告



画面の案内に従って金額などを入力

ID・パスワードで送信



ID・パスワードの取得を希望される方は、
 お近くの税務署にお越しください。

マイナンバーカード を使って送信



ICカードリーダライタ又はマイナンバー
 カード対応のスマートフォンが必要です。

～「ID・パスワードで送信」するためには～

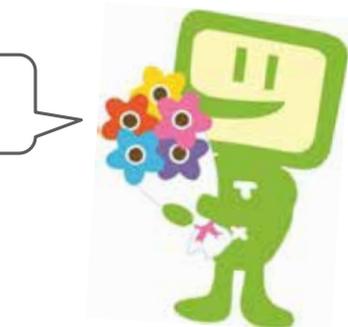
申告される**ご本人**が

- ① **運転免許証**など顔写真付の本人確認書類を持って
- ② 一度だけ **税務署に行く**
 (勤務先のお近くなど、どの税務署でもOK)
- ③ **ID・パスワード** を取得する

窓口が空いている **1月中** がおすすめ！

ID・パスワードを取得すれば、マイナンバーカード等
 お持ちでない方もご自宅からe-Taxを利用することができます。

- ※ ID・パスワード方式は、国税庁HPの確定申告書等作成コーナーで利用できます。
- ※ ID・パスワード方式は、暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
- ※ メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



国税庁e-Taxキャラクター イータ君

税務署ではマスク着用等の感染防止策を講じております。

令和2年分所得税確定申告における税制改正の留意点について

新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、収束の兆しが見えず、日本経済が深刻な打撃を受けている中で、いよいよ確定申告の時期が到来します。

このような情勢の中ではございますが、令和2年分以降の所得税から適用される税制改正のポイントについて、ご紹介させていただきます。

令和2年分税制改正

1. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、市町村長が確認した、一定の低未利用土地等を500万円以下（譲渡土地の上にある建物等の譲渡対価の額を含む）で譲渡した場合には、その譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされました。

2. 配偶者居住権等の消滅等による譲渡所得の計算方法の創設

対価の支払いを受けて配偶者居住権等を消滅等させた場合には、総合課税の譲渡所得として所得税の課税対象となりますが、当該譲渡所得の取得費の計算の規定が創設されました。令和2年4月1日以後に権利が消滅等する場合から適用されます。

被相続人に係る居住建物等の取得費（※1）	×	配偶者居住権等の割合（※2）	-	配偶者居住権の設定から消滅等までの期間に係る減価の額
----------------------	---	----------------	---	----------------------------

※1 建物の取得費については、その取得の日からその設定の日までの期間に係る減価の額を控除します。

※2 配偶者居住権の設定時における配偶者居住権等の価額に相当する金額の、配偶者居住権の設定時における居住建物等の価額に相当する金額に対する割合をいいます。

3. 住宅借入金等特別控除の適用要件の見直し

新築又は取得した家屋をその居住用に供した個人は、令和2年4月1日以後譲渡分から、その居住の用に供した年とその前2年・後3年の計6年間において、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用等を受けている場合は、住宅ローン控除の適用ができないこととされました。

4. ひとり親控除の創設、寡婦・寡夫控除の見直し

(1) ひとり親控除

① 未婚のひとり親の拡充

次の要件に該当する未婚のひとり親の場合、性別を問わず、ひとり親控除として35万円受けられることとされました。

- イ. 婚姻（事実婚を含む）をしていない
- ロ. 総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がある
- ハ. 合計所得金額が500万円以下

② 寡婦（寡夫）控除の見直し

次の要件に該当する寡婦（寡夫）に該当する場合、性別を問わず、ひとり親控除として35万円受けられることとされました。

- イ. 離婚または死別（配偶者の生死が明らかでない場合を含む）のち再婚（事実婚を含む）をしていない
- ロ. 総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がある
- ハ. 合計所得金額が500万円以下

(2) 寡婦控除

次の要件に該当する寡婦（ひとり親に該当しない）に該当する場合、寡婦控除として27万円受けられることとされました。

- ① 夫と離婚したのち再婚（事実婚を含む）をしておらず、子以外の扶養親族がいる、または、夫と死別（夫の生死が明らかでない場合を含む）したのち再婚（事実婚を含む）をしていない
- ② 合計所得金額が500万円以下

5. 特例の適用期限の延長

次の特例の適用期限が2年延長されました。

- (1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度
- (2) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- (3) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度

令和元年分以前税制改正（令和2年分以降適用）

- 1. 基礎控除額の引き上げ
- 2. 配偶者控除、配偶者特別控除の改正
- 3. 給与所得控除額の引き下げ
- 4. 公的年金控除額の引き下げ
- 5. 所得金額調整控除の創設
- 6. 青色申告特別控除額の引き下げ

令和2年分以降の所得税から適用される改正が数多くあり、確定申告書の作成には細心の注意が必要です。詳細は国税庁HP令和2年度 所得税の改正のあらましをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/r2kaisei.pdf>

「知って得する？」社労士の独り言 第39回

令和3年4月施行の「改正高齢者雇用安定法」の概要について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

令和2年3月31日に成立しました「雇用保険法等の一部を改正する法律」の一つである「改正高齢者雇用安定法」に関する省令や指針が10月30日に厚生労働省から示され、リーフレットも公開されました。

この法律の趣旨は、少子高齢化が急速に進展し労働力人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある65歳から70歳までの就業機会の確保を、事業主に「高齢者就業確保措置」として、次の①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を新たに設けたものです。このうち、雇用以外の措置（④及び⑤）は紙面の都合で説明を省略しました。

【対象となる事業主】

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで雇用する制度を除く。）を導入している事業主

【対象となる措置】

①～⑤のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるよう努めること

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（対象者の限定可）
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入（過半数労働組合等の同意要）
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入（過半数労働組合等の同意要）
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

【指針による高齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項】

1. 全般的な留意事項

- * 高齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいこと。
- * 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があること。
- * 高齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいこと。
- * 高齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいこと。

2. 基準を設けて対象者を限定する場合

- * 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、事業主が恣意的に高齢者を排除しようとするなど、高齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するものや公序良俗に反するものは認められないこと。

3. 65歳以上継続雇用制度の場合

- * 70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- * 70歳までの継続雇用制度は特殊関係事業主以外の他社により継続雇用もできるが、この場合は、高齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。
- * 他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高齢者のニーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

4. 賃金・人事処遇制度の見直しをする場合

- * 年齢的要素を重視する賃金・処遇制度から、能力、職務等の要素を重視する制度に見直す場合は、高齢者の就業及び生活の安定にも配慮した計画的かつ段階的なものとなるよう努めること。
- * 高齢者就業確保措置により支払われる金銭は、制度を利用する高齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、業務内容に応じた適切なものとなるよう努めること。
- * 短時間や隔日での就業制度など、高齢者の希望に応じた就業形態が可能となる制度の導入に努めること。
- * 事業主が導入した高齢者就業確保措置の利用を希望する者の割合が低い場合には、労働者のニーズや意識を分析し、制度の見直しを検討すること。

今後、就業年数が延びていくと予想されます。業種により事情も変わるとは思いますが、安定した労働力の確保に向け、前向きに取り組んでいきましょう。

参考リンク： 厚生労働省「高齢者雇用安定法の改正～70歳までの就業機会確保～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903

(公社)藤沢法人会からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減するため、令和3年度課税の1年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を事業収入の減少割合に応じて2分の1または全額免除とする制度です。

①対象者

- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
 - ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本金または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ※ただし、大企業の子会社は対象外となります。

②事業収入の減少幅及び軽減率

前年同期比減収率	軽減率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	2分の1

※前年同期比減収率とは、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間と前年の同期間を比較した事業収入の減少率です。

③軽減の対象となる資産

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

④申請方法及び期間

令和3年1月4日(月)から令和3年2月1日(月)までに、「認定経営革新等支援機関等」が確認した申告書、同機関に提出した書類一式を添えて固定資産税を納付する市町村にご提出ください。

※認定経営革新等支援機関とは、税理士、公認会計士、商工会、商工会議所、または認定を受けた金融機関(銀行・信用金庫等)などが該当します。

ご不明な点がございましたら、関与税理士またはお住いの市町村の税務担当部署にご相談ください。

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



「アニサキス症」

●アニサキス症は、アニサキス(アニサキス属)とその近縁属(シュドテラノバ属など)の幼虫による感染症です。生または加熱調理不十分な海水魚(サバ、イカ、イワシ、アジ、サケ、カツオ、サンマ、イナダ、ヒラメ、タラなど)の摂食により感染します。幼虫がヒトの胃および小腸(稀に口腔、食道)の粘膜内に潜り込んで症状を引き起こします。国立感染症研究所の試算では、近年の症例数は年間7,000例強とされています。

アニサキスは海洋哺乳類(クジラ、イルカなど)の消化管で成虫になる寄生虫です。海洋哺乳類のフンと共に排出された虫卵は孵化して自由遊泳性の幼虫となり、オキアミに食べられます。オキアミを捕食した魚介類は中間宿主となり、ヒトがこれらの中間宿主を生または加熱調理不十分な状態で摂食することにより感染します。①市場に流通する90魚種750尾を検査した結果、35魚種119尾でアニサキスの寄生が確認された、②アニサキスによる食中毒はノロウイルス、カンピロバクターに次いで3番目に多く発生している、との東京都の報告があります。

●症状と徴候

1. 胃アニサキス症は初感染の場合は無症状で、内視鏡検査でも炎症所見に乏しいことが少なくありません。予めアニサキス抗原で感作されている再感染の場合は、虫体が胃壁に刺入することによって即時型アレルギー反応が生じ、症状が出現します。一般的な症状は、幼虫摂取から2~8時間以内にかかる腹痛、悪心、嘔吐

などです。アナフィラキシーショックを呈することもあり、注意が必要です。症状は数日~数週間で自然に消失しますが、まれに数か月間持続することがあります。胃アニサキス症で出現する蕁麻疹は再感染例に多く、一般にサバ蕁麻疹はアニサキス幼虫が原因であると言われています。

2. 腸アニサキス症はときに絞扼性腸閉塞で緊急外科手術、腸重積(腸の一部が隣接する腸の中に潜り込んで二重になってしまい腸閉塞を起こす)により内視鏡的整復術が必要となることがあります。

●診断と治療

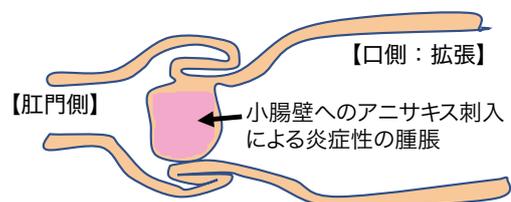
上部消化管内視鏡検査により診断し、同時に幼虫を内視鏡下に鉗子で摘出します。

●予防

幼虫は以下により死滅します:①60℃、1分以上の加熱。②-20℃以下の温度で24時間以上冷凍する(①内部まで完全に凍結しないとアニサキスは死滅しないため、できれば7日間の冷凍を推奨。③-35℃以下の温度で固体になるまで冷凍し、この温度で15時間以上、または-20℃で24時間保存を推奨する報告もあります)。幼虫は酢漬け、塩漬け、および燻製では感染力を失わない可能性があり注意が必要です。



■胃壁に刺入したアニサキス幼虫



■小腸アニサキスによる腸重積

神奈川県からのお知らせ

法人の県民税・事業税の超過課税を実施させていただきます

本県では、生活環境や都市基盤の整備といった特別な財政需要に対応するため、法人の県民税・事業税の超過課税を実施してきました。

これまでスピーディーに対応してきた「災害に強い県土づくり」及び「幹線道路の整備」は、今後も推進していかなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内経済の回復を目指すために「経済対策」も強力に押し進める必要があります。

そこで、このたび県民生活や企業活動に直結する喫緊の行政課題である「災害に強い県土づくりの推進」や「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に加え、新たに「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」を活用目的として、引き続き超過課税を実施させていただきます。

●法人の県民税・事業税の超過課税の概要

1 適用期間

令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用(5年間)

2 税率(変更なし)

県税ホームページ「県税便利帳」をご参照ください。

3 中小法人に対する不均一課税(変更なし)

次の基準に該当する場合は、超過課税の対象となりません。

法人県民税(法人税割)：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人

法人事業税：資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあつては、収入金額が年12億円)以下の法人

●超過課税を活用して推進する事業

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

(1) 地域経済の活性化

- ・ 中小企業経営基盤の強化・安定化や観光産業の振興

(2) 柔軟な経済構造の構築

- ・ 製造ライン変更やデリバリー販売への転向といったビジネスモデル転換への支援

2 災害に強い県土づくりの推進

(1) 台風・豪雨・火山などの自然災害対策

- ・ 「水防災戦略」に基づく河川の整備や市町村が行う避難所の環境整備への支援などの大規模水害対策
- ・ 治山・法面や林道の整備

(2) 地震・津波対策の一層の強化

- ・ 「地震防災戦略」に基づく市町村が行う地震防災対策への支援や市街地の整備などの減災対策
- ・ 電線の地中化や防災行政通信網の再整備

(3) 災害に備えた社会基盤施設の整備

- ・ トンネル、橋などの安全性向上

(4) 災害時に重要な役割を果たす県有施設等の耐震改修

- ・ 災害時の避難所や帰宅困難者の一時滞在施設に指定している県有施設等

3 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

- ・ 自動車専用道路やインターチェンジ接続道路、地域の交流と連携を支える幹線道路の整備

お問合せ先

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県庁 電話 (045)210-1111(代表)

■ 超過課税の仕組みに関することについては、総務局財政部税制企画課(内線2306)

■ 超過課税の活用に関することについては、総務局財政部財政課(内線2266)

県税ホームページ



地域の会員企業紹介

株式会社 アクティブ湘南

業種 保険代理業
事業内容 アフラック専属代理店 生命保険販売
 東海道線湘南工エリアよくわかる! ほけん案内
 (茅ヶ崎・辻堂・藤沢) を展開

代表者 湊 浩二
住所 茅ヶ崎市幸町 22-8-2F
電話 0467 (84) 1277
FAX 0467 (38) 8229
URL <https://www.active-shonan.jp/>
メール active@active-shonan.jp



- テラスモール湘南店
藤沢市辻堂神台 1-3-1 TerraceMall 湘南 1F
0120-86-7178
- ラスカ茅ヶ崎店
茅ヶ崎市元町 1-1 ラスカ茅ヶ崎 4F
アクセスは抜群! 駅直結
0120-58-9097
- 藤沢駅前店
神奈川県藤沢市藤沢 555 番地サンパール藤沢 2F
KALDIさいか屋藤沢店の隣
0120-28-7710



【専属代理店】
株式会社 アクティブ湘南
(本店) 茅ヶ崎市幸町 22-8-2F
 茅ヶ崎駅南口 徒歩3分
Active Shonan

さとり商標特許事務所

業種 弁理士
事業内容 湘南・藤沢を中心に中小企業・個人事業主様に知的財産の活用方法を知ってもらい、ビジネスの拡大に活かしてもらうアドバイスをしています。

代表者 二間瀬 寛
住所 藤沢市鵠沼石上 1-7-8 リソフィス湘南藤沢
電話 050 (7115) 2138
URL <https://www.satoru-pat.com/>
メール dm@satoru-pat.com
F B <https://www.facebook.com/sfutamase>



青年部会員募集!!

青年部会からのお知らせ

青年部会では現在部会員を募集しております。
 若手経営者・後継者・若手従業員を中心に主に次世代の子供たちに向けて税知識の普及に力を入れて活動してます。
 他に税務セミナー・異業種交流・社会貢献活動を行っており、青年部会活動に参加することで、事業の発展や新たな発見が見つかるかも…

加入資格：当会会員（賛助会員含む）で 50 歳以下の男女問わず

★入会費、年会費はございません。（都度会費有り）

入会をご希望される方、またご質問がございましたら事務局までご連絡下さい。（担当：赤石）





おじゃましました♪ 会員訪問

vol.035 不動産と音楽関連事業を展開「安井商事」さん

癒やしと安らぎの音楽をもっと身近に！

藤沢市辻堂太平台にお住まいの安井稔江さんと安井弘子さん。お母様の安井稔江さんは、音楽家としての演奏活動を経て、有限会社「安井商事」を設立。不動産関連、音楽事業、音楽療法、茶道など、辻堂を拠点にビジネスを展開、地域住民の心強い存在として知られています。

弘子さんの音楽の才能をいち早く見抜いたのは、ピアニストでもある母の稔江さん。幼少よりピアノ、10歳よりハープを習い、桐朋学園大学音楽学部演奏学科ハープ専攻を卒業。“日本ハープ界の父”と言われたJosef Molnar (ヨセフ・モルナル) 氏に師事し、海外でのライブ演奏やハープアンサンブルを数多く経験しました。現在は、ソロ、アンサンブル、室内楽、オーケストラ、BGM。クラシックからポップス、ロック、JAZZまで幅広く演奏活動しています。

「楽しく長く続けられるように」をモットーに、ハープ教室も主宰。大型のグランドハープ(ペダルハープ)とアイリッシュハープ(レバーハープ)の2種類のハープを使って、初心者から経験者まで、優しく丁寧に指導しています。

「ハープのやさしい音色を聞くと、優しく穏やかな気持ちになれます。ぜひハープに直接触れて、ゆったりとした時間を過ごしてみてください」と弘子さん。コロナ禍の今は、ZOOMを使ったオンラインレッスンも開始し、こちらも好評を得ています。



◀デュオ、トリオ、オーケストラなど幅広く演奏。「クラシック音楽をベースに、ジャンルにとらわれず、ハープの心地よい音色をお届けしています。」



▲トリオグループ「Café de la Harp(カフェ・ドゥ・ラ・ハープ)」は、Yuki、HIROKO、Hirokoの3人によるグランドハープ3台のアンサンブル。CDを2枚リリース。

聞いてみよう、
奏でてみよう!!
音楽があなたの
心のビタミンに♡



▶ 安井商事代表の安井稔江さん(左)とハーピストの安井弘子さん。

小田急線湘南台駅の地下広場で定期的に開催される「湘南台アートスクエアライブ」に生徒さんと出演。



◀ハープ教室には、グランドピアノと大小10台のハープがスラリ。ひだまりのようなアットホームな雰囲気。

有限会社 安井商事

《業務内容》
 不動産賃貸、アパート、駐車場
 フリーズステージ(音楽演奏部門)
 音楽教室、音楽療法、集軒流煎茶道道場

神奈川県藤沢市辻堂太平台2丁目2番2号
 アクセス: JR藤沢駅よりバス15~20分、
 下車後徒歩3分

*JR辻堂駅、小田急本鵠沼駅、鵠沼海岸駅より
 徒歩約20分
 TEL: 0466-36-1377 FAX: 0466-36-1392
 「安井弘子オフィシャルサイト」
<https://www.hiroko-harp.com/>

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで
行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp